

第3 憲法改正問題

1 憲法の基本原理と改憲論

(1) 日本国憲法の基本原理の再確認

すでに日本国憲法は、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「恒久平和主義」を基本原理としている。特に平和主義は、過去の軍国主義の歴史と先の大戦の惨禍への深い反省に立って憲法前文に「平和的生存権」を謳い、9条において「戦争を放棄し、戦力を保持せず、交戦権を否認した」ことにより徹底した恒久平和主義として規定され、世界において先駆的意義を有するものである。これらの基本原理を支えているのは「個人の尊重」と「法の支配」である。

そして、このような原理や理念を確保するために、権力を制限する制限規範であることを本質とする憲法が、立憲主義的憲法であるとされる（〔具体的には〕概ね「人権尊重理念を核心的価値として、硬性憲法によってこれを担保し、〔三権を分立し〕立法〔や行政〕による侵害を裁判的手続きで排除するもの」と定義される〔樋口陽一「憲法I」【青林書院】〕）が、以上の諸原理を採用する日本国憲法は、優れて立憲主義的憲法であるといえる。

(2) 憲法改正の限界と基本原理

憲法は、改正手続によって改正されるものであり、日本国憲法も、96条において、改正手続の要件を厳格に定めており、立憲主義憲法としての特徴を備えている。

改正手続に従う限り、どのような改正も可能かという問題については、同一性を欠く改正はできないとの考え方が主流である。そして、同一性を欠くか否かは、憲法の根本規範にあたる基本原理を変更するものであるか否かがその判断基準となるとされる（改正限界説）。

この点、日本国憲法においては、すでに何度も述べた通り、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「恒久平和主義」を基本原理としているので、これを大きく変更する改正はできないと解すべきである（改正規定自体の改正の可否については、諸説ある）。

2 各界の動き

(1) 政界の動き（自民党の「憲法改正草案」について）

憲法改正については、各政党に様々な意見があるが、自民党の2012（平成24）年の改正草案は、その体裁が整っていること、政権政党としての影響力が大きいこと等から、注視する必要がある。

しかし、その内容は、前文に、「国と郷土を誇りと気概を持って守り」などと謳い、本文において天皇を元首と定め、日の丸・君が代が国旗国歌である旨の明記と、国民のこれに対する尊重義務を規定し、国防軍の保持と自衛目的以外の活動及び海外派兵を可能とする9条の2を創設し、「公益及び公の秩序」によって人権制限を強化して表現の自由・結社の自由を制限する一方、政教分離は緩和し、緊急事態に関する規定を置き、憲法改正手続を緩和する等を骨子とするものであり、日本国憲法の基本原理を大きく後退させるものとなっている。

この草案に対しては、憲法としての同一性を欠いている（「改正の限界」を超えている）として強い批判的意見があり、自民党自身も、近時、この草案を棚上げにするといい始めている。

しかしながら、この草案こそ、自民党が目指す憲法改正の方向性を端的に指し示すものであり、棚上げ状態にされたとしても、真の意図を体現するものとして、常にその存在を意識し続けなければならないであろう。そして、草案よりも緩和された内容の改正案が出されたとしても、決して批判の切れ味を鈍らせることなく、憲法の基本原理を擁護する立場からの厳しい批判を怠ってはならない。

(2) 財界の動き

財界は改憲に積極的である。経済同友会、日本商工会議所、日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）は、従前から意見書などにおいて改憲に向けた意見を述べている。

経済同友会は、2013（平成25）年4月、「実行可能な『安全保障』の再構築」において、武器輸出三原則を拡大緩和し、集団的自衛権行使を容認し、集団安全保障活動への参加を求めるなどを提言している。

日本商工会議所も、2005（平成17）年6月に懇談会報告書において「自然と家族を愛し、地域と国を大切にし、伝統と文化を誇りに思う」ことを基本とし、これらを教育に反映することを求め、自衛のための戦力保持の明文化や、集団的自衛権行使を容認する憲法改正の提言を行い、さらなる改正案も検討中である（この提言内容は、自民党の憲法改正草案に極めて類似性が強い）。

経団連も、2005（平成17）年1月に公表した「我が国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」において、9条第2項（戦力の不保持）と96条（憲法改正要件）の改正を主張し、2013（平成25）年7月の参議院選挙後に、憲法改正を求める勉強会を発足させている。

(3) 新聞社の改憲論

読売新聞社は、1994（平成6）年以降、第1次改正試案、第2次改正試案、「憲法改正2004年試案」を公表している。その内容は、全面改正論であり、自民党の憲法調査会や新憲法起草委員会の議論にも影響を与えたといわれている。

また、日本経済新聞が、2000（平成12）年5月3日の憲法記念日に当たって、「次代へ生きる憲法に自律型社会に対応を」という見出しの記事で、「福祉国家」を根拠づけた25条の見直し、経済活動に対する国家の規制を根拠づける22条、29条の「公共の福祉」条項の削除を主張しているのが印象的である。

朝日新聞や毎日新聞、その他の新聞においては、おおむね改憲には慎重である。

(4) 市民の動き

市民や文化人の間には、改憲を目指す方向の「『21世紀の日本と憲法』有識者懇談会」（民間憲法臨調）、「日本国を立ち直らせるには、まず日本国らしい歴史と文化を織り込んだ日本独自の憲法を作らねばならない」と主張する「日本会議」（安倍内閣の閣僚には、「日本会議」のメンバーが少なくない）などの動きがある一方、護憲を強調して日本と世界の平和な未来のために日本国憲法を守る努力を今すぐ始めることを訴える「九条の会」のような動きがある。

2013（平成25）年5月には、96条先行改正論に対抗して、政権の暴走を止め憲法の基本原理を容易に変更することに反対する「96条の会」が発足した。

さらに2014（平成26）年7月、安倍内閣のいわゆる「解釈改憲」の閣議決定に反対する多数の学者ら（憲法学に限らず、政治学、経済学、社会学、人文科学等の多くの学者や理系の学者、経済人等）を呼びかけ人とする「立憲デモクラシーの会」が発足し、多くの市民、学者、弁護士等が賛同者に加わっている。

また、先に触れた、「総がかり行動実行委員会」（2015〔平成27〕年2月にこれまで別々に活動していた3つの団体が連帯してつくられた）も、解釈改憲に反対する市民運動を牽引している。

3 憲法改正論に対する検討

(1) 改憲論の特長

ところで、現在主張されている改憲論のほとんどは、「国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義」という日本国憲法の基本原理を一応は維持するとしている。

しかしながら、自民党改正草案をはじめとする現在の改憲論の主張の特徴をつぶさに検討すると、実際にはこれを越えて、前記の経団連の意見に象徴されるように、9条2項の改正と96条の改正を強く求めているものがほとんどであり、さらに、実質的には基本原理をかなり後退させており、日本国憲法の基本原理やその根底にある理念を損なう方向に大きく変容させるものである疑いがある。

特に自民党草案は、前文冒頭が「日本国民」ではなく「日本国」で始まり、しかも「天皇を戴く国家」と規定し、本文において、天皇を「元首」とし、天皇の憲法尊重擁護義務を外し、逆に国民に憲法尊重義務を課しており、これは後述の通り立憲主義の何たるかを理解していないものといわざるを得ないし、主権者である国民の地位を大きく後退させたものである。

また、人権相互の調整原理と解釈されている「公共の福祉」に代えて「公益及び公の秩序」と規定し、人権相互の調整の場合だけではない人権制約を認めようとするのが、「基本的人権の尊重」を後退させることであることも明らかである。

さらに、自衛権の行使の他に、国連決議がなくとも「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協議して行われる活動」のために国防軍が活動できると規定している点において、徹底した「恒久平和主義」を変容させているとの批判を免れることは難しいであろう。

なお、改憲論の多くが、我が国の歴史・伝統・文化を憲法に明記しようとしている点も特徴的であるが、そこにいる「我が国の歴史・伝統・文化」の中身が問われなければならない。仮にこれが戦前の大日本帝国憲法下における歴史・伝統・文化であるとすれば、過去の軍国主義や戦争の教訓が全く顧みられていないといわざるを得ないし、個人の矮小化と共同体の肥大化の傾向を持つことは、「個人の尊重」原理に反するといえる。

(2) 立憲主義と改憲論

自民党憲法改正草案の、Q&Aによると立憲主義と国民の義務について、「立憲主義は国民に義務を課すことを否定するものではない」として、これをあたかも矛盾しないかのごとく説明して

いる。このことは、改正草案が立憲主義的傾向から離脱するものであることを隠蔽するだけでなく、国民を誤導するものであって、自民党草案における日本国憲法の基本理念の形骸化が単なる杞憂でないことを示すものといえよう。

我々は、立憲主義が、近代市民社会以来幾多の試練を乗り越えて形成されてきた憲法を支える根本原理であり、人類の歴史的英知であることを再確認し、これを後退させる改正論に対しては、毅然と批判するものである。

(3) 弁護士会の基本的な立場

弁護士の中にも、憲法改正問題については、多様な意見があり、さらに検討を深めて行くべき課題である。しかしながら、すでに述べた通り、憲法の基本原理を損ない、立憲主義に反する改憲論については、弁護士と弁護士会の責務としてこれを批判し、国民に広く理論的な提言を行うべきである。

なお、弁護士会は、これまでに何度も全国各地で人権大会を開催し、人権大会宣言を行ってきたが、その内容は、憲法の基本原理の尊重・擁護を宣言するものであり、憲法改正に関する直接の言及はないが、基本原理を尊重すべきことを強調する立場に立つ以上、これを軽視するような安易な改正を許さないという意味合い持つものといえよう。

例えば、2005（平成17）年11月に鳥取市で開催した第48回人権擁護大会においては、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」を採択し、2008（平成20）年10月に富山市で開催した第51回人権擁護大会においては、「平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言」を採択し、2013（平成25）年10月3日広島市で行われた第56回人権擁護大会においては、「なぜ、今『国防軍』なのか-日本国憲法における安全保障と人権保障を考える-」をテーマとするシンポジウムを行い、「恒久平和主義・基本的人権の意義を確認し、『国防軍』の創設に反対する決議」を出席者874名中反対1名棄権1名という圧倒的な賛成によって採択した。

これらの宣言は、いずれも、日本国憲法の基本原理である恒久平和主義を堅持すべきことを強調しているのであり、その意味で、この原理を後退させる改憲論に対しては、厳しく批判する立場に立つものと考えられる。

(4) まとめ

我々は、憲法の基本原理を軽視する安易な改憲論を許さず、立憲主義や憲法の基本原理の重要性を訴え続けていく必要がある。そして、これに反する改憲論に対しては、毅然とした理論的批判と活動を展開してゆかなければならない。

特に、恒久平和主義を軽視する改憲論に対しては、戦争は最大の人権侵害行為であることを踏まえて、「…今、我が国に求められているのは、何よりも日本国憲法が目指す個人の尊重を根本とした立憲主義に基づく基本的人権の保障であり、軍事力によらない平和的方法による国際的な安全保障実現のためのリーダーシップの発揮である。」とする広島人権大会宣言の趣旨に則った反対意見を表明するものである。